

## 平成 28 年度 第 3 回山形県消費生活審議会及び山形県消費者教育推進協議会

### 〔開催概要〕

- 1 開催日時 平成 29 年 2 月 14 日(火) 13:30～15:30
- 2 開催場所 県庁 10 階 1002 会議室
- 3 出席者  
委員：伊勢牧子、齋藤真紀、設楽はつみ、峯田典明、向田敏、大友廣和、  
児玉理沙子、後藤とし子、早坂民奈、三澤嘉子、鈴木正和、丸森典子  
以上 12 名  
事務局：佐藤くらし安心課長、三宅課長補佐（司会） 城戸口課長補佐 他

### 〔次 第〕

- 1 開会
- 2 挨拶
- 3 議事  
第 3 次山形県消費者基本計画（第 2 次山形県消費者教育推進計画）の策定について
- 4 その他
- 5 閉会

---

### 【議事録】

#### 3 議事

第 3 次山形県消費者基本計画（第 2 次山形県消費者教育推進計画）の策定について

（事務局）

【資料に基づき説明】

（議長）

ただいまの事務局の説明について、意見、質問はあるか。

（委員）

出前講座という言葉が何箇所か出てくるが、43 頁の 3 行目だけが生活出前講座となっている。どちらかに整理したほうがいいと思う。それが第一点。二点目は、年度別目標指標一覧に各地区毎という表現が何箇所か出くる。地区数だけだと、年 1 回あるのか、それとも複数回あるのかが読み取れないと思うので、複数回やるのであればその回数を目標値にしたらいいと思う。また、目標指標のひとつに、法律の判断が必要な消費生活相談への対応があるが、これは年 1 回だけではないのではないか、各地

域で年1回あるのであれば年1回と書いて、複数回あるものについては、回数を提示したほうがわかりやすいと思う。それから、指定消費生活相談員数について、平成31年度から2名となっているが、平成29年度と30年度に未設置の理由を教えてください。

(事務局)

まず、43頁の出前講座の表現については、統一したいと思う。法律相談については、年1回ではなく、毎月設定しているが、相談案件がなく開催されない時もあるので、回数を目標値にするのではなく、4地域で法律相談が受けられる体制を整備しているという意味の書き振りにしている。また、指定消費生活相談員については、法改正により配置することが規定されたが、経過措置により平成31年度からの適用になるので、平成31年度から配置することとしている。

(委員)

30頁の(8)地域包括支援センターにおける取組みの文章だが、「高齢者の訪問販売等による詐欺被害未然防止」とあるが、詐欺に限らないのではないかと思う。訪問販売等による消費者被害など広い意味の表現がよいのではないか。また、(9)については、成年後見制度等とあるが、内容は成年後見制度だけではないか。成年後見制度の他に何があるのか。最後に参考のために聞く。13頁での県内の消費生活相談体制のうち、相談員を配置しているが消費生活センターの要件を備えていない窓口とあるが、相談員を配置していても消費生活センターの要件を満たさないと何が足りないのか。例えば相談件数が少ないとか、何か要件があるのか。通常考えると相談員がいれば要件を満たしていると思ったが。

(事務局)

30頁の詐欺被害未然防止についてはそのとおりなので、表現を考えたいと思う。成年後見については、当課の担当項目ではないので、ここではっきり申し上げられないが、担当課に確認して、「等」がいらぬのであれば削除する。13頁の消費生活センターについてだが、相談員の配置のほか、例えば週4日以上相談を受けられることや、電話があり国と繋がるシステムがあるなど要件があるため、相談員が配置されていてもセンターになっていないところもある。これらは消費者安全法で規定されている。

(委員)

42頁のライフステージに応じた消費者教育の部分。初めに「学校等における消費者教育の実施」とあり、①幼児期、②学校期、そのあと若者期、成人期、高齢期と見たときに、幼児期の幼児は子ども自身、また、若者も成人も人という立場で、高齢も人という立場で高齢期とした時、学校期だけ、施設、建物なので、学童生徒期、学童学生期などにはどうか。

(事務局)

学校期とした部分は、国の資料を見ると、それぞれ小学生期、中学生期、高校生期

だが、それをまとめた表現にしたつもりだが、並びがおかしいのではないかということを見ると、例えば児童生徒期というのがいいかもしれない。そんな表現に直させていただく。

(委員)

様々な法律や、それぞれの分野によって区切り方が違ってくるので、大きく3つに分けたいときに、広く周知されている概念で分けていると思う。学校期といえば学校に行っている子ども達だと分かるが、ここにおよそ何歳から何歳までと説明を入れればいいのではないか。例えば、小学校は児童、中学高校は生徒、大学は学生だが、専門学校はどうなのかなど細かいことになるので、説明をつければよいかと思う。

(事務局)

学校期と若者期の後ろに小学校・中学校などと対象の学校を入れて対象者を説明しているので、そこはいかしていきたいと思うが、学校期をどう表現したら良いか、逆に御意見をいただきたい。

(委員)

私は教育の専門でないのでわからないが、これは消費者のことを述べているので、事務局で作成した表現のままでいいのではないかと思うが、いかがか。

(委員)

消費者教育推進法第11条に「国及び地方公共団体は幼児、児童及び生徒の発達段階に応じて、学校の授業その他教育活動において適切かつ体系的な消費者教育の機会を確保するために必要な施策を推進しなければならない」とあるので「児童生徒期」が良いと思う。この計画で学校は、大学と専門学校を除くという定義がされており、学校における消費者教育の推進の中で幼児、児童、生徒と使われているので「児童生徒期」とするのが良いと思う。

(議長)

ちなみに、この学校期の表現を変えることによってほかのところにも影響はあるか。

(事務局)

目次と43頁の学校期の文章中の、「学校期の消費者教育の普及啓発を図ります」という部分。

(委員)

(1)「学校等における消費者教育の実施」の中に学校期があるのはおかしいと思うので、表現は変えたほうが良いと思う。

(事務局)

御意見を踏まえて検討する。

(委員)

例えば、幼児という言葉が疑問を持つところなのかと思う。これは、ライフステージというよりも大きく括った時に子ども達が所属する集団の中のどこに切り込んで

いくかということだと思ふ。成長期の段階を組み分けしている訳ではないのでその誤解が生じるのだらうと思ふ。「地域における消費者教育の実施」の中の若者期では大学・短大を含まないと定義している訳だから、子ども達に通っている公的な機関の中でどのように消費者教育をしていくかということで整理しているだけで、成長段階とは違ふと思ふ。(1)を「学校等における消費者教育における実施」としているが、実施ではなく実施の場のことなのかと。どこの場所、どの場面でやっていくかということはこの文章は書いているだけでないか。

(事務局)

今の御意見も踏まえてこちらで整理させていただく。

(委員)

(1)、(2)はライフステージに応じた教育を学校と地域に分けたわけではないか。これをひとつにまとめてしまうことは難しいか。

(委員)

法律上も幼児期から高齢期の各段階で体系的に行われる必要があると書いてあり、学校、地域、家庭、職域その他の特性に応じた適切な方法により行われなければならないと書かれている。学校中心とそれ以外に分けたということ。教育は学校が重要であると思ふので学校を前面に出して家庭や職場も書くべきだと思ふ。皆さん内容に異議があるわけではないと思ふので、事務局に一任で良いと思ふ。

(委員)

45頁だが、消費生活サポーターについては79人と目標数値を掲げてやっていくのはわかる。次の46頁の(2)「学校における消費者教育の担い手の育成」は研修会に講師を派遣して理解を深めるということだが、研修会を受講した全員が担い手になるのか。また、(3)「消費者教育の推進の担い手間の連携促進」では、消費者リーダーの育成と協力者の養成とあるが、消費生活サポーターには数値目標があるのにこちらがないのはどうしてか。次に47頁の見守り担い手についてはどのくらい養成し、どのような活動をするのか。

(事務局)

まず、46頁の学校における消費者教育の担い手の育成については、研修会を受講した方自身が、消費者教育をするイメージ。基本的には研修を受講した方は消費者教育ができるようになるわけなので、皆さんが担い手になっていただくことをイメージしている。その次の担い手間の連携だが、学校での消費者教育が少し弱いこともあるので、学校とつないでくれる方を養成し、学校での受け入れにつなげられるよう、人数は設定せず、できるだけ多くの方に協力してもらえるように働きかけをするという、当課としての思いの現れと考えていもらいたい。次の頁の見守り担い手については、例えば老人クラブとか地域包括支援センターの方などをイメージしているが、個別に任命したりすると重荷に感じられ逆に断られてしまうことが懸念されるので、常日頃

からできる時に見守っていただく取組みと考えている。

(議長)

他にあるか。この計画案に関わらず、消費者行政に対する御意見や御質問など幅を広げていただいて構わない。

(委員)

平成 27 年度の消費生活出前講座について、東北 6 県の県別実施件数の資料があるが、出前講座の件数が山形県は断トツに多い、他県は少ない。この状況についてどのように評価しているか。また、年度別目標指標に出前講座の実施件数があるが、平成 27 年度から 33 年度まで毎年度 1 件ずつ増やすことにどういう意味を持っているのか。足りないから増やすということなのか教えていただきたい。

(事務局)

消費生活出前講座の実績については、まとめてみて初めて本県の件数が他県に比べて多かったことに驚いている。中でも高齢期の件数が多いのが本県の特徴で、逆に学校が少ないので、頑張っていかなければならないところだと思っている。消費生活出前講座はこのような状況だが、日本銀行が関わっている金融広報委員会や財務事務所などでも金融や多重債務の切り口で消費者教育に関わる講座を実施しているので、トータルすれば、各県で実施している消費者教育の講座の件数は少しならされていくのかと思っている。次に出前講座の目標数値だが、毎年 1 件ずつしか増えないのではないかという御指摘だが、やはり今もかなり多い方だという実態を踏まえると、いきなりここからまた増やすことはなかなか難しいということがある。ただ少しずつでも増やしていきたいという思いの現れだと御理解いただきたい。

(委員)

先日、弁護士会に県から依頼があり、山形市内の高校で消費者教育を実施したが、これも県からの依頼なので出前講座の件数にカウントするのか。費用の問題もあると思うが、弁護士が講師をする非常にいい事業だと思うし、弁護士会も協力するので、よろしく願います。

(事務局)

弁護士会に依頼して実施した法律授業については、非常に好評だったので、是非、またお願いしたいと思っている。今年度の新規事業なので資料の実績には含まれていないが、広い意味で出前講座だと思う。引き続き、協力をお願いしたいと思っている。

(委員)

地域包括支援センターによる消費者被害の防止で、30 頁に新任職員対象の研修会の実施回数が毎年 1 回とあるが、新任職員対象の研修だと地域包括支援センターに配属されて 1、2 年目の経験の浅い職員だけが対象になるので、いろいろな情報を得る機会と考えれば、新任職員対象以外の研修会でも話してもらうことも有効だと思った。

(事務局)

御意見があったことを担当課に伝え、例えば、新任でない職員も研修会に参加できるようにするなどの検討をお願いしたいと思う。

(委員)

先ほど、学校期や幼児期の議論になったときに、文部科学省だと幼稚園等も学校に含まれるということで、表現に関しては後ほど精査することだったが、幼児期の出前講座等の件数を増やしていく以外、保護者や幼児の場合には保育園などが子ども達への消費者教育を推進していく場でもあるので、保護者向けの啓発チラシなどの配布を施設側が協力するという形でのバックアップができるのではと思う。

(事務局)

とてもありがたい話である。例えば、幼児向けの注意喚起とか、学校に入る前に注意すべきことなどの資料を配付してもらうことは可能か。あるいはそれをお便りに載せてもらえるか。

(委員)

私立幼稚園では、園の方針や園便りなどの広報誌に載せる場合、設置者の意向によると思われるが、特に県の子育て支援課や教育委員会からの依頼があれば、保護者への配布が可能と思われる。

(事務局)

子育て支援課とも話をしてみたいと思うが、どのような情報が有効か、何かあれば教えてもらいたい。

(委員)

大人が一方的に「今日はこんな話をします、お金の話をします」と言って、子ども達に話して聞かせることも一つの方法ではあるが、子ども達の生活の中で、お金の使い方に関するお話を経験させてあげたいと思う時期が見えてくるので、子ども達の興味発達、遊びの段階に応じて使えるように、身近な大人、家族や教師も含めた保育者向けの消費者教育のチラシ、文書などを各園に配布してもらうのが有効かと思う。

(委員)

先月の26日寒河江市で80代の女性が2,460万円騙し取られたと新聞に載っていた。7回にわたってコンビニからお金を送ったらしい。「名義貸しは違反です」とか「犯罪だ」と言われ、消費生活センターに相談しなさいと嘘の電話番号を教えられて騙されたようだ。一人暮らしのお年寄りが狙われるのがいつものパターンだ。お年寄りを教育すればなくなるという問題でもないと思う。我々も常に啓発活動をしているが、なかなかなくなる。被害件数も山形県は減っているが全国的には増えている。これは周りのお年寄りを我々も見守りしないといけないだろうが、「よりよい社会を作るため積極的に関わる消費者市民社会の醸成を図ります」と49頁にあるが、これが本当に大事なんだと思う。今年、県の事業で通話録音機のモニターになり、通話を録

音する機器を半年使用したところ、迷惑電話、勧誘の電話などがかかって来なくなり、モニターになった他の人も喜んでいて。モニター期間が終わって機器は市に返却したが、それはまた、誰かに貸すのか。それも一つの方法だと思って、地域の中で取り組まないといけない深刻な問題だと思っている。

(事務局)

寒河江市の方が2,460万を取られたと非常に大きな金額の事件があった。後ろに付けているカラーの資料「公的期間が現金を送れというのは詐欺です」というチラシは、この事件を踏まえて作った。今年度は皆さんに気をつけてもらいたい事案が発生した時に、ホームページに注意喚起情報として載せたり、市町村にチラシを配り、注意喚起をお願いしてる。被害者は、コンビニから宅配便で送ったということだった。啓発はしているが、なかなか皆さんに届かないと感じたところ。また、通話録音機のモニター事業は7月から12月まで市町村を通じて実施した。モニター期間は終了したが、そのまま同じ方が使用することとした市町村、別の方にお貸しすることとした市町村がある。寒河江市については後者で、別の方に貸与すると聞いている。非常に効果があったという御意見が多くあったので、是非、市町村でもこのような事業に取り組んでもらいたいとお願いしている。同時に、効果があったというアンケート結果を間もなくホームページに掲載して広報する予定。

(委員)

消費者としての感想。私達の興味関心があるのは、ネットによる被害などの情報で、その情報を得るためには、住んでいる地域だと各町村には相談員が配置されておらず、総合支庁に行かなければならない。その場合、一番身近にいるのが消費生活サポーターの方だと思っている。でも実際サポーターが一人もいない市町村もある。だから、79人としているサポーターの目標数値を是非、100人くらいに増やしてもらおうと、消費者にとってよいのではないかと思う。老人クラブで年1回消費生活センターから講師で来てもらい勉強させてもらっている。でも騙される。私が住んでいるのは小さい村なので、悪質な訪問販売があると有線放送で注意を呼び掛けたり、周りの人達が見守ることができるが、大きい市だとそうもいかず、サポーターや民生委員の方々にお願いすることになると思うので、増やしてもらいたいと思った。

(委員)

地域包括支援センターの研修について、現計画では、新任職員に対する研修の記載はなかった。単に地域包括支援センター職員を対象とした研修を実施するという表現になっている。昨年度の実績では新任職員に対する研修を6月に、現任職員の研修を1月と3月に実施したようだ。何故、第3次計画では新任職員だけになったのかと疑問に思った。

(事務局)

担当課に確認するが、新任職員に限らず研修を行っていたものを新任職員に特に力

を入れていくということだと思っている。新任職員への研修は確実に実施していくという趣旨かと思うので、このままの表現でいきたいと思う。

(議長)

他にないか。事務局からないか。

(事務局)

先ほど消費生活サポーターの話が出たので、この場を借りてお願いしたい。消費生活サポーターは随時募集しているが、市町村にも推薦をお願いしているが、なかなか手を挙げてくれる方がいない。毎年、任期が満了したり、都合で辞任する方などもおり、維持する、少し増やすのが精一杯というところもある。私どもも周りの方に見守ってもらうことは大事だと思っているので、消費生活サポーターになってくれる適任の方がいたら、是非知らせてほしい。

(議長)

計画案についての意見を整理する。最初に御意見のあった43頁以降にある出前講座の用語について、これを修正し、統一することにする。それから30頁(8)に記載のある高齢者の訪問販売購入詐欺被害未然防止の詐欺被害を修正するという御意見があったので、修正することにする。それから次の(9)の成年後見制度等の利用支援の等については、担当課に確認したうえで必要な場合は修正することにする。それから42頁のライフステージに応じた消費者教育・啓発の充実の(1)②学校期の表現について他の部分との統一もあるので事務局とも検討し修正したいと思う。これらについては、私に一任してもらうことでよろしいか。

以上、事務局と調整したうえで修正したものを最終案とする。また、答申文についても私に一任してもらい、予定していた議事について終了したので、消費生活審議会を終了とする。